御殿場市下水道事業
ウォーターPPP 導入検討に関する
サウンディング型市場調査
第二回調査実施要領

御殿場市下水道課

令和 8 年 10 月

目次

1. 調査の目的 1

2. 調査の流れ、スケジュール 1

3. 対象事業と施設 1

4. 調査対象者 2

5. 本調査に係る質問、回答提出方法 3

6. 別紙参考資料 4

7. 留意事項 4

8. 本調査における問合せ先 4

1. 調査の目的

本市では、「水の官民連携（ウォーターPPP)」(以降、「ウォーターPPP」とする）の導入に向けた検討を進めるにあたり、主要な事業条件・要求水準の考え方等を提示すると共に事業者の意見及び客観的な情報を収集してウォーターPPP 事業の方向性を具体化することを目的に、「サウンディング型市場調査（第二回調査)」を実施いたします。

今回の第二回調査では、本市が想定する主要な事業条件・要求水準に対する客観的なご意見・ご要望等を幅広くお伺いします。いただいたご意見は、今後の実施方針や要求水準書等の具体化・精緻化に活用する予定です。皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 調査の流れ、スケジュール

本調査は、アンケート調査とヒアリング調査の２段階で行うことを予定しています。ヒアリング調査については、アンケート結果を踏まえた個別ヒアリングを実施することを想定しています。

本調査のスケジュールは以下の通りです。

〈第 2 回調査スケジュール〉

事項	日程
説明会	令和 8 年 10 月 21 日（水）13 時半～
アンケートに係る質問提出	令和 8 年 11 月 13 日（金）17 時まで
アンケートに係る質問に対する回答公表	令和 8 年 10 月 28 日（水）以降随時
アンケート回答締切	令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時まで
アンケート調査結果概要公表	令和 8 年 12 月上旬以降を予定
ヒアリング調査	令和 8 年 11 月下旬～12 月上旬頃を目途に個別でご依頼し、スケジュールを調整のうえ実施します。

3. 対象事業と施設

(1) 対象事業

御殿場市下水道事業、農業集落排水処理事業、コミュニティプラント事業

(2) 対象施設

対象処理区の全施設

(ア) 管路

種別		管路延長[km]	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	汚水	156	分流	H6.3	未導入
農排	汚水	12	分流	H17.5	未導入
コミュプラ	汚水	5	分流	H12.4	未導入
合計		173			

(イ) マンホールポンプ

種別	処理区	施設数［か所］	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	御殿場処理区	31	分流	H6.3	H17 導入
農排	清後山之尻	1	分流	H17.5	H17 導入
合計		32			

(ウ) ポンプ場

種別	施設名	施設数［か所］	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	第一中継ポンプ場	1	分流	H24.4	H24 導入
合計		1			

(エ) 下水処理場

種別	施設名	処理能力［m3/日］	処理方式	供用開始	包括の有無
公共	御殿場浄化センター	2,500	OD 法	H6.3	H20 導入
		14,000	標準活性汚泥法	H9.3	
農排	清後山之尻排水施設	419	連続流入間欠ばっ気方式	H17.5	H20 導入
コミュプラ	富士見原住宅団地コミュニティプラント	750	回分式活性汚泥法	H12.4	H20 導入

(オ) グラインダーポンプ

種別	施設名	施設数［か所］	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	御殿場処理区	4	分流	H8	H17 導入
合計		4			

(カ) 真空ポンプ

種別	施設名	施設数［か所］	排除方式	供用開始	包括の有無
公共	御殿場処理区	1	分流	H20	H20 導入
合計		1			

4. 調査対象者

本調査の対象は御殿場市下水道事業等に関するウォーターPPP、包括業務委託、官民連携事業に関心のある法人とします。ただし、以下の条件を全て満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令 （昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし

ていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。

(3) 法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団の構成員でないこと。また、その統制のもとにないこと。

5. 本調査に係る質問、回答提出方法

(1) 本調査に係る質問方法

本調査に関する質問がある場合は、別紙 4「質問書」に必要事項を明記の上、受付期間までに、電子メールにてご提出ください。なお、質問書はエクセル形式のまま添付し、件名は【質問書提出】としてください。

- 受付期間

 令和 8 年 10 月 21 日（水）～11 月 13 日（金）17 時まで

- 提出先

 「本調査における問合せ先」に記載のメールアドレス

- 質問に対する回答

 質問者を匿名にした上で、令和 8 年 10 月 28 日(水)以降に随時、市ホームページにて公表する予定です。

- その他

 質問内容によっては、回答できない場合もありますので予めご了承ください。

(2) 本調査への回答方法

Microsoft Forms 上で必要事項を記載の上、受付期間までにご提出ください。

- 調査票提出期間

 令和 8 年 10 月 21 日（水）～11 月 20 日（金）17 時まで

- Microsoft Forms へのアクセス方法



https://forms.cloud.microsoft/r/jix0FVKn7n

6. 別紙参考資料 （御殿場市ホームページより、ご確認、ダウンロードいただけます。）

(1) 別紙１：説明会資料

(2) 別紙２：説明会資料(補足資料)

(3) 別紙３：アンケート調査票（PDF 版）（上記 Microsoft Forms 中の調査内容・質問が掲載されておりますので適宜ご参考ください。）

(4) 別紙４：質問書

7. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

本調査への参加や質問に対する回答は、完全に任意であり、回答の有無、内容、齟齬、後日の内容や意思の変化等が、今後の調査や事業者選定プロセスに影響することはありません。

(2) 調査結果の取扱いについて

本調査で得られた情報は、ウォーターPPP に関する検討以外の目的では利用しません。本調査の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。ただし、公表に当たっては、参加事業者の氏名・企業名等の特定がなされない形で公表し、企業ノウハウに係る内容は公表しません。

(3) その他

- 本調査における費用等については、全額参加者の負担となります。
- 本調査は、今後のウォーターPPP の導入を含め、いかなる発注、計画等が行われることを保証するものではありません。
- 本調査で回答された意見や提案が、必ず公募内容や入札契約条件に反映されることを保証するものではありません。
- 本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8. 本調査における問合せ先

担当部署	：御殿場市環境市民部下水道課
担当者	：施設管理スタッフ
住所	：〒412-0039　静岡県御殿場市竈 359
電話	：0550-82-4223
ＦＡＸ	：0550-84-5113
電子メールアドレス	：gesui@city.gotemba.lg.jp

以上